

原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書に基づく覚書

福岡県（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は、原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書（以下「協定書」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり覚書を交換する。

- 1 協定書第2条第5項に規定する平常時の情報提供は、以下により行うものとする。
 - (1) 環境放射能の測定結果
 - イ モニタリングポイント 毎四半期
 - ロ サーベイルート 毎半期
 - ハ モニタリングポスト 每月
 - ニ 環境試料 每四半期
 - (2) 発電所職員等に対する教育訓練の実施計画及び実施状況
 - イ 実施計画 毎年度
 - ロ 実施状況 每四半期
 - (3) その他発電所の保守運営状況
 - イ 発電実績 毎月
 - ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度圧力及び流量 每四半期
 - ハ 核燃料物質の状況
 - 受入・払出状況 その都度
 - 消費状況 毎月
 - 管理状況 毎半期（7月及び1月）
 - ニ 放射線管理の状況 每半期（4月及び10月）
 - ホ 放射線従事者線量及び放射性廃棄物の放出、保管状況 每四半期及び毎年度
 - ヘ 放射性廃棄物の管理状況 毎月
 - ト 定期検査の実施計画及びその結果 定期検査の都度
 - チ 原子炉施設保安規定 變更の都度
 - (4) 原子炉施設を変更しようとするとき。
 - イ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第23条第2項第5号に規定する原子炉施設について、同法第26条第1項の規定に基づき許可を受けて変更しようとする場合。
 - (5) 土地の利用計画及び冷却水の取排水計画を変更しようとするとき。

- (6) 新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画（輸送上の安全対策を含む。）を策定しようとするとき。ただし、核物質防護の観点から情報提供できないものを除く。
- (7) 乙は、前記(1) から(6) の情報提供については、文書をもって行う。

2 この覚書について疑義が生じたとき、この覚書に定めのない事項について新たに定めをする必要が生じたとき又はこの覚書に定めた事項について変更する必要が生じたときは、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

以上のとおり覚書を交換した証として、この証書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、当事者各1通を保有する。

平成24年4月2日

甲 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県
福岡県知事 小川 洋

乙 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役社長 瓜生道明